

医政発第 0219008 号
平成 21 年 3 月 19 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



統計法等の施行に伴う薬事工業生産動態統計調査規則等の
一部改正について（通知）

今般、統計法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令（平成 21 年厚生労働省令第 41 号）が平成 21 年 3 月 19 日付け公布され、「薬事工業生産動態統計調査規則」の一部が別添 1 のとおり改正され、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとされたので通知する。

なお、上記に伴い「薬事工業生産動態統計調査要綱」が別添 2 のとおり改正されたので、貴職におかれては、改正内容を御了知のうえ、貴管下対象事業所に周知徹底を図るとともに指導方よろしく願います。

記

1 改正の趣旨及び概要

統計法（平成 19 年法律第 53 号）の全部改正により、指定統計制度から基幹統計制度への変更等に所要の規定の整備等を行うものである。

- (1) 指定統計制度から基幹統計制度への移行に伴い、統計法上の根拠を「統計法第 2 条に規定する指定統計」から「統計法第 2 条第 4 項に規定する基幹統計」に改めるとともに、指定統計制度下で設けられていた指定番号に係る規定を削除する。



(2) 統計法の全部改正に伴い、文言の整備が行われたことから、これに併せて省令等の文言についても所要に整備を行う。

①「申告」から「報告」

②「実地検査」から「立入検査等」等

(3) 省令において調査票様式が定められていることから、これについても、指定番号に代えて基幹統計に該当することを示す事実を記載するなど、所要の整備を行う。

2 改正事項

別添1～2のとおり

3 施行期日

平成21年4月1日